



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4285 号 2018.3.27 発行

独特な彫刻陶芸、福井揚さんの作品並ぶ 滋賀・近江八幡 京都新聞 2018年3月26日  
 独創的な造形物が並ぶ福井さんの作品展+ (近江八幡市多賀町・かわらミュージアム)



滋賀県東近江市出身のアーティスト福井揚さん（39）の作品展が、近江八幡市多賀町のかわらミュージアムで開かれている。彫刻陶芸やフェルト生地を使った独特の造形物17点が並ぶ。

福井さんは障害者支援施設「止揚学園」（東近江市）を創設した福井達雨さんの四男。幼い頃から自由な発想に基づく創作活動が身近にあった。米国の大学で陶芸と彫刻を学び、現在は富士山の麓に拠点を構える。

カエルの卵に覆われた骸骨の彫刻陶芸や20種類以上の小さな長方形のフェルト生地をのりで1枚ずつ貼って組み合わせた造形物があり、鮮やかな色彩も目を引く。30日まで。要入館料。

### 障害児らの療育支援「放課後等デイサービス」甘い基準…異業種続々、ずさん運営も

#### ◆放課後等デイサービスの一般的な職員の配置基準（日の利用者10人以下）



読売新聞 2018年3月26日

障害児らの生活能力の向上のため、国などが利用料を負担する「放課後等デイサービス」（放デイ）に参入する事業者が各地で急増し、2012年の制度開始以来、昨年、初めて1万か所を超えた。発達障害児を中心に利用者も17万人に達したが、ずさんな運営や暴力で事業停止などの行政処分を受ける例が相次いでいる。

#### 暴力・暴言

「体にあざがある」

堺市の事業所に子どもを預ける保護者から昨年、市に相談が寄せられた。調査の結果、男性職員が日常的に子どもに暴言を浴びせたり、腹をつねったりしていたことが発覚した。

民家で発達障害がある小学生ら約10人を預かっていたが、この職員は保育や福祉の経験も知識も全くなかった。「おとなしくさせようと思ってやっていた」。

市の調査に対し、職員はそう話し、悪びれる様子もなかったという。

放デイは、「児童発達支援管理責任者」を常勤で置き、障害に応じた支援計画を立てて訓練などを行わなければならない。しかし、この事業所の管理責任者は、代表者が別に経営

する訪問介護の仕事と兼務しており、支援計画も作っていなかった。

代表者は「そんな規則は知らなかった」と説明。市は、事業所の指定を取り消し、支給した約4000万円の返還を求めた。

過去に指定取り消しなどの処分を受けたのは大阪府内で12件、兵庫県内で7件。愛知県でも10件に上り、昨年末は、県内の会社が職員配置を巡る不正で約2億円の返還を求められた。東京や横浜市などで事業所を展開する会社も昨年、事業の一部停止を命じられた。

厚生労働省によると、暴力や暴言など「虐待」と判断された事案も12年以来、自治体が把握しただけで123件に上った。

### ビジネスチャンス

問題の背景にあるのは、事業者が得る利益の多さと、運営基準の甘さだ。

1回の利用料は、送迎付きで8000円程度。厚労省によると、他の障害者福祉事業の平均的な利益率は6%なのに対し、放デイは11%。さらに利用料は9割が公費負担で、安定的に利用者が見込める。

職員に障害者や児童の支援経験は必要なく、福祉とは無縁の営利業者が多数参入。コンサルティング会社が「新たなビジネスチャンス」などとうたい、開業支援するケースも多い。

処分を受けた大阪市の業者の登記簿には兼業する事業として、チケット販売、昆虫飼育、アスベスト除去工事などが215種類も記載されていた。

### 要件厳格化

こうした状況を受け、厚労省は、職員配置の要件を厳格化。管理責任者には、障害者か児童の支援経験が3年以上必要とし、児童らに接する指導員にも資格や経験が要件に加えられた。昨年4月から新規の業者に義務づけ、それ以前に指定を受けた業者には今年4月から適用される。

**【放課後等デイサービス】** 児童福祉法に基づく制度で6～18歳が対象。2012年の2540事業所から、17年4月現在で1万613事業所になり、利用者も当初の約5万人から大幅に増えた。身体、知的障害児もいるが、多くは発達障害児とみられる。保護者が自治体に申請し、必要と判断されれば利用できる。

### 保護者「施設の見極め困難」

一方、多くの保護者は「放デイはなくてはならない居場所」と口をそろえる。

発達障害児の場合、放課後は学童保育や習い事なども、他の児童とのトラブルの可能性を理由に暗に断られることがあり、制度開始前は受け入れてくれる場所がほとんどなかった。

大阪府内の女性(45)は3年前から、長男(9)が放デイを利用。しかし、職員が子どもをどなりつけたり、ゲームをさせたりするだけの事業所もあり、預け先を転々とせざるを得ないという。多くは優良な事業所だとみられるが、事業所が職員の資格の有無などを保護者に開示する義務はない。女性は「親が良い施設を見極めるのは難しい」と話す。

## 開いた扉・旧優生保護法を問う / 1 被害者の叫び、記録発掘 排除に抗す、覚悟の提訴

毎日新聞 2018年3月26日

強制不妊手術を受けた宮城県の60代女性が、全国初の国家賠償請求訴訟を仙台地裁に起こすことにつながったのは、同県に保管されていた「優生手術台帳」の記録からだった。厚さ2センチのこの古い冊子は、女性が開示請求する4カ月前の2017年2月下旬、子育て支援課内で発見されていた。

きっかけは、厚生労働省からの「調査要請」だった。

発見数日前の同22日、日本弁護士連合会が、旧優生保護法(1948～96年)下で強制不妊手術を受けたという宮城県内の70代女性の人権救済の申し立てを受け、被害者

への謝罪や補償を求める意見書を厚労省に提出した。その記録の有無などを確認するため、同省担当者が宮城県に電話をしたのだ。

指示を受けた子育て支援課の相沢明子課長補佐は、文書管理目録にある「優生手術台帳」を捜した。永年保存扱いとなっているのに、所在が不明だったからだ。相沢補佐ら課員数人は、古い資料が保管されている地下1階の倉庫に向かった。

一日中捜したが見つからず、相沢補佐は7階の子育て支援課に戻ると「念のため」と自分の机のそばにある高さ約2メートルのキャビネットを開いた。現在の業務資料ばかりだが、上の棚の隅の古い冊子群が目にとまった。そのうちの1冊に手を伸ばした。「あった。見つけた」。思わず声に出した。「灯台もと暗し」だった。

台帳には63～81年度に強制手術された859人分の記録があった。保存期間の終わった手術申請書などをわざわざ転記したものだった。こうした台帳は全国的にも珍しく、相沢補佐は「当時の職員が保存の必要性を感じたのでは」と推測する。

ただ、70代女性の記録はなく、台帳はキャビネットに戻された。そのときはまだ、この1冊が事態を変える役割を果たすとは誰も想像していなかった。

「(手術記録を)開示することと決定した」。その4カ月後、宮城県に開示請求した60代女性の義理の姉は、優生手術台帳に女性の手術記録を見つけた県からの開示資料を何度も読み返した。70代女性が国に救済などを求める活動を知り、手術記録を手に入れる難しさを痛感していた。姉はほっとした直後、妹が手術された年齢に驚いた。当時の法律でも結婚ができない15歳だったからだ。「ひどい……」。言葉が続かないほど怒りに震えた。

ただ、女性や姉はいきなり提訴しようとしていたわけではなかった。当事者が初めて手術を証明できたことで、すべての被害者救済の突破口になると考え、厚労省に実態調査を求めた。しかし、応じた担当者は「当手術は適法に行われた」と繰り返すばかりだった。そのかたくなな態度は、現在に続く障害者差別の「元凶」のように思えた。

「もう、提訴しかない」。女性は今年1月末、全国初の国賠請求訴訟に踏み切った。仙台地裁に提訴した後の記者会見で、意思をうまく言葉にできない女性に代わり、姉が訴えた。「障害者を排除する『優生思想』は今も残っている。だからここ(提訴)までできました」

同法に基づき手術を強いられた障害者らは全国1万6475人。だが、名前のある記録は都道府県にしかなく、法律が存在した半世紀と改正後の計70年間に、8割の記録は捨てられたか所在不明となった。当事者たちは思うように意思を伝えられず、高齢化も進む。

60代女性の提訴をきっかけに、当事者たちの救済のあり方を探る超党派の国会議員連盟が発足し、政府・与党も全国調査に乗り出す方針を決めた。光が当たり始めた強制不妊手術の実態。長い沈黙を破った関係者たちの証言などを報告する。

**旧優生保護法 法が差別生んだか** 毎日新聞 2018年3月26日  
「なぜ」と問いかける福田文恵さん＝富山市で2018年3月20日午後3時47分、岩崎歩撮影

全身の力をふりしぼり、声を出す。単語をひとつひとつゆっくりとつなぎ、丁寧に伝えようとする。

生後まもなく脳性まひになり、手足などに重い障害が残った福田文恵さん(57)＝富山市＝は、思い出すのもつらい10代の体験を詳細に語り始めた。

富山県内の養護学校に通い、初潮は高校2年の時に迎えた。障害の軽い女性たちは「おめでとう」と言われたが、自分を祝ってくれる職員はなかった。「生理の始末をできないならどうするの。子宮を摘出すれば」。逆に看護師から生涯忘れようのない言葉を投げつけられ、「重度障害者にとって、生理は邪魔なもの」と思った。

脳性まひは、旧優生保護法(1948～96年)が定めた強制不妊手術の対象ではなか



ったし、子宮の摘出も認められていなかった。しかし、「障害者」と呼ばれた人々に対する社会の見方は、障害の様態に関係なく冷たかった。医師の反対で手術は免れたが、看護師から「取らないなら、自分で生理の始末をする練習をなさい」と迫られた。

不自由な手で服を着たり脱いだりしてみたが、体への負担は大きすぎた。自分一人では何もできないと思うと、言い返すことなどできなかった。その時に無理をしたためか、20代のころには日常生活のすべてで誰かの介助が必要になった。

同じ施設で生活を共にした脳性まひの友人(60)も「生理は悪いこと」と信じ、22歳の時に自ら希望して子宮を摘出した。友人は後遺症に苦しんだ過去を明かし、「私も子どもを産み育てられたかもしれない」と悔やんでいるという。

96年に母体保護法に改正され、露骨な強制はなくなった。だが、40代のころに子宮内膜症にかかった際、医師から「生理がなくなったら楽になる」と子宮の摘出を勧められた。別の病院の検査では子宮に異常はなかった。「障害者は子どもを産まなくてよい」との意識は、法律が生んだのか。意識が法律を生んだのか。

3時間半に及んだ取材。福田さんは最後に問いかけた。「他人の手を借りる弱い立場になると、どうして差別されるのでしょうか」

現在、1日のほとんどをヘルパーに介助されながら、団地で暮らしている。食事は小さく切って口に運んでもらう。お風呂もトイレも手助けしてもらう。できないことにそっと手を貸してくれる現在の環境に「自由な生活を手に入れた」と思っている。

<旧優生保護法国賠訴訟>仙台地裁 あす第1回口頭弁論 河北新報 2018年03月27日

旧優生保護法に基づき知的障害者に強制された不妊手術は個人の尊厳を保障する憲法に

旧優生保護法国賠訴訟の論点

	原告側	国側
賠償請求権の起算点	2004年の厚生労働相発言から、補償政策の実施に必要な相当期間となる3年が経過した07年	当時は適法だった(不法行為は存在しない) 【06年の日本政府報告など】
国の不作為・過失の有無	厚労相が救済制度の必要性を明確に認識していながら、国は何らの制度も作ることなく放置した。法的責任を負うべきだ	厳正な手続き下で手術は行われており、適法。法律に忠実に従って(手術を)実施していくのが国の立場だ 【04年の国会答弁など】
補償の必要性	「障害者差別に当たる」として母体保護法へ改定しており、手術が人権侵害となった。国には被害回復のために適切な措置を取る義務がある	手術は法律に基づいた措置。対象となった人々の補償を受ける権利を認める新たな法的措置を取るのは困難で、過去にさかのぼって補償することも考えていない 【04年の国会答弁など】

違反するにもかかわらず、政府と国会が救済措置を放置し続けたとして、宮城県の60代女性が国に1100万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が28日、仙台地裁で開かれる。国は「当時は合法だった」として請求棄却を求める方針だ。同法による強制手術を巡り、国の責任を問う訴訟は全国で初めて。

訴えによると、女性には1歳で受けた口蓋裂(こうがいれつ)手術時の麻酔の影響で知的障害がある。15歳時に「遺伝性精神薄弱」を理由に不妊手術を受け、30歳前に手術が原因とみられる卵巣腫瘍で右卵巣を摘出した。

これまでの主張に基づく論点は表の通り。女性側は2

004年に当時の坂口力厚生労働相が「(強制手術の)事実を今後どうしていくか考えたい」と国会答弁した時点で、救済の必要性が国会内でも明確になったと指摘。救済の施策と立法措置を怠った政府と国会の不作為を訴える。

賠償請求の起算点について、女性側は04年から立法に必要な3年相当を経た07年で、

賠償請求権が消滅する民法の除斥期間（20年）に当たらないと強調。同様に行政と立法の不作为が争われたハンセン病国家賠償訴訟判決は、らい予防法廃止時を起算点とした。国は今回、旧優生保護法が実質的に廃止された1996年から20年が経過したことから「訴訟要件を満たさず不適法」と主張する可能性が高い。

48年施行の同法は、遺伝性疾患や精神障害のある人の生殖機能を不能にする強制手術を認めた。母体保護法に改定された96年まで全国で約1万6500人、宮城県では1406人に手術が強制されたとみられる。

提訴を契機に、国会では救済の在り方を検討する超党派の議員連盟が発足し、自民、公明両党も救済策検討の作業部会を設置。政府は被害実態の全国調査を実施する方針に転じた。国はこれらの動きを踏まえた訴訟対応を取らざるを得ず、政治の動向が訴訟の帰結を大きく左右しそうだ。

## 民間、一般人も義務化 障害者差別解消へ県条例骨格案

### 県条例骨格案における差別解消に向けた義務規定

対象	不均等待遇の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	条例上の義務
一般(私人)	条例上の義務	条例上の義務

中日新聞 2018年3月27日 滋賀  
障害者差別解消法を補完する県条例案を検討してきた県社会福祉審議会の専門分科会は二十六日、県に答申する条例の骨格案をおおむね了承した。障害者への「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の義務化対象を、民間事業者や一般人

にも広げるとした。

条例骨格案では、身体、知的、精神障害者らに難病患者らも含めて「障害者」と位置付ける。障害を理由とした異なる取り扱いを意味する「不均等待遇」に加え、障害のない人と同等の権利行使を保障する「合理的配慮」を提供しないケースを「障害に基づく差別」と定義した。

障害者差別解消法では、行政機関と民間事業者に「不均等待遇の禁止」を、行政機関に「合理的配慮の提供」をそれぞれ義務として課している。骨格案では、民間事業者に「合理的配慮の提供」を条例上の義務として上乗せし、いずれの義務も適用範囲を一般まで広げる。

県障害福祉課によると、一般への義務拡大は県民の一人一人に障害者差別の解消の意識を持ってもらう狙いがある。ただ、具体的な運用では、任意団体や自治会などを想定しているという。

骨格案ではほかに、障害は心身の機能に原因があるのではなく、社会的な障壁によって作られるとの考え方を意味する「障害の社会モデル」への理解を広めることや、県が差別解消に必要な財政上の措置を講じることなどを盛り込んだ。

県条例を巡っては、三日月大造知事が昨年五月、条例案の検討を審議会に諮問。審議会は専門分科会を設けて議論し、経済界などとの意見交換も行ってきた。

審議会は今年五月にも知事に答申し、県は早期の条例制定を目指すとしている。(角雄記)

障害者解雇 74人失業給付手続き 倉敷、総社、笠岡で受け付け  
山陽新聞 2018年3月26日  
雇用保険の失業給付を受けるため、手続きをするフィルの解雇者(手前)＝倉敷アイビースクエア

障害者が働く就労継続支援A型事業所を運営する株式会社フィル(倉敷市真備町川辺)が経営破綻し、利用者を大量解



雇した問題で、岡山労働局は26日、倉敷、総社、笠岡市で雇用保険の失業給付の受け付け会を開いた。解雇された職員を含め計74人が受給手続きをした。

倉敷アイビースクエア（倉敷市本町）には19人が訪れた。ハローワーク倉敷中央などの職員から、この1年のうち半年以上、雇用保険に加入していれば受給対象となり、障害者の場合は受給期間が150～360日と説明を受け、給付を申し込んだ。

知的障害のある女性（19）は「まだ気持ちの整理がつかない。解雇前の1カ月半分の給料がもらえなかったショックもあり、働きに出ることが少し怖い」と話した。

受け付け会は27日に井原市役所でも開かれる。失業給付の受給手続きは、住所地の各ハローワークで行うことができる。

フィルを解雇された障害者は約170人。倉敷市は再就職先を見つけるよう同社に勧告している。

### 障害者五輪がんばるぞ 選手らトーチラン佐賀市

佐賀新聞 2018年3月27日



トーチや横断幕を掲げて走る選手と関係者＝佐賀市のどんどんの森

知的障害者による4年に1度のスポーツ大会「スペシャルオリンピックス」を前に、佐賀市のどんどんの森で25日、リレー方式で聖火トーチをつなぐトーチランがあった。大会に出場予定の選手たちがトーチを掲げて走り、大会に向け士気を高めた。

選手やコーチら約20人が「スペシャルオリンピックス日本・佐賀ががんばるぞ」のかけ声のもと、横断幕やトーチを掲げ、1周約500メートルの周回コースを走った。

スペシャルオリンピックス日本・佐賀プログラム委員長の山口裕さんは「大会は日ごろのスポーツの発表の場。選手の実力を発揮できるよう支援していきたい」と話した。

大会は9月22日～24日まで愛知県で開かれる。佐賀県からは、陸上、水泳、ボーリングの3種目に3人が出場する予定。

### 病児、障害児 手形1500枚の巨大アート、達成祝う

静岡新聞 2018年3月27日

2020年東京五輪・パラリンピックに向け、病気や障害のある子どもの手形を集めて巨大なアート作品を完成させる「ハンドスタンプアートプロジェクト」（事務局・東京都）で、静岡県内のハンドスタンプ1500枚達成を祝うイベントが24日、沼津市本の千本プラザで開かれた。

集まったハンドスタンプを並べる参加者＝24日、沼津市本の千本プラザ



同プロジェクトを県内で積極的に進めている沼津市の会社員戸嶋悟志さん（37）、瑞穂さん（42）夫妻が主催した。障害のある子どもたちでつくるダンスチーム「スマイルズ」のメンバーと県立沼津特別支援学校愛鷹分校（同市）の生徒約25人が、色とりどりのハンドスタンプを1枚ずつ床に並べ、達成を喜んだ。

悟志さんは「プロジェクトは障害者同士の交流の場にもなっている。今後も積極的にPRし、スタンプの枚数を増やしたい」と話した。

### 人材育成に熱心な福祉法人認定 県が「信州ふくにん」創設へ

産経新聞 2018年3月27日

福祉人材の確保を図るため、県は、人材育成に積極的に取り組む福祉事業者（法人）を独自に認定する「信州福祉事業所認証・評価制度」（略称・信州ふくにん）を創設し、来年度以降に認証審査をスタートする。背景には福祉分野の深刻な人手不足があり、制度の運用によって優良な法人に関する情報を積極的に発信し、福祉への貢献に意欲的な人材を集める狙いがある。（太田浩信）

#### ■ 18項目チェック

制度は、介護保険をはじめ障害者福祉、児童福祉の各サービスを運営する法人が対象となる。人材育成や職場環境の改善などの取り組みが、一定以上の水準にあることを知事が認証し、求職者が就職する際の判断に役立ててもらおう。創設に当たっては、女性の活躍推進や利用者側からの視点も取り入れ、意欲のある人材が福祉分野に参入することを促す。

評価の具体的な項目としては、（１）事業所においてキャリアアップの道筋が明確化されている（２）必要な知識や技能の習得に向けた研修の実施（３）人材育成を目的とした個別面談の実施（４）就業規則が整備され、周知もされている（５）利用者やその家族からの要望に対応する仕組みがあるーなど計18項目。

認証された場合、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を重視した労働環境の整備を行う企業・法人の登録制度「社員の子育て応援宣言」を実行することも条件となる。

#### ■ 認証70法人が目標

県地域福祉課によると、法人の募集は2月下旬に始まり、19日現在で6法人が認証を求めているという。認証された事業所は、忍者をデザインした認証マークを掲げて人材育成に積極的であることをアピールできる。同課は「福祉に携わる法人が人材育成にきちんと取り組んでいる姿勢は、職員のやる気を育むことにつながる」として、積極的な応募を期待する。

来年度以降は、効果の測定や改善の取り組みを評価項目に追加し、「上位認証」の付与も行う。同課は、70法人の認証を目指すとしている。

情報発信のためには、専用のホームページ「信州福祉・介護のひろば」を開設し、認証を受けた法人の求人や研修などの情報を掲載する。

厚生労働省がまとめた介護人材にかかる需給推計によると、平成29年度時点で人材需要と供給のギャップは、県内では4402人の不足見込みとなっている。37年度時点だと、8391人まで拡大する見通しだ。介護関係の県内有効求人倍率も、昨年12月時点で3・14倍となっており、深刻な状況が続いている。

## 珈琲消臭袋の春バージョン「サクラ」をデザイン 津山の城西浪漫館、15日まで販売

産経新聞 2018年3月27日

津山市の「津山さくらまつり」（4月1～15日）を前に、観光施設の城西浪漫館（同市田町）で、同館の人気商品となっている珈琲消臭袋「鶴葵（つるあおい）」の春バージョンを4月15日までの期間限定で販売している。

鶴葵は、消臭効果が大きいとされるコーヒー粉を、抽出後に天日干しして活用した消臭袋。

「珈琲」という当て字を考案した幕末の津山藩医、宇田川榕菴（ようあん）が愛飲していた味を再現した「津山榕菴珈琲」を提供している同施設が、平成26年5月から土産物として販売を開始。

千代紙を巾着袋風に折った袋は、障害者就労支援施設「FOT SPACE」（岡山市北区）に委託し、利用者が手作りしている。

春バージョンは、サクラの花を題材にデザイン。ピンクや紫などの色彩で、サクラの花びらがちりばめられ春爛漫（らんまん）を演出している。5個入り350円で、同館と津山観光センター（津山市山下）で販売。問い合わせは同館（電）0868・22・8688。

## 触って分かるリモコン試作 視覚障害者も使いやすく 産経新聞 2018年3月27日



三菱電機などが試作したリモコンパネル（左から）電源、運転モード、温度、風量、風向き、タイマー

似た形のボタンが並び、液晶画面を確認しながら操作するのが当たり前になっているエアコンのリモコンを、視覚障害者にも使いやすいものにしたいと、三菱電機と横浜市にある私立の特別支援学校「横浜訓盲学院」が協力し、新しいデザインのリモコンを試作した。

「触って分かる」が基本理念。電源のオン・オフや温度、風量などの調節を、形の異なる計6個のスイッチやダイヤルに割り当て、つまみの位置で今の状態が分かるようにした。

触り心地の良い木でできた試作リモコンは、横長のパネルを壁に取り付ける方式。とりわけ工夫したのは、温度のつまみを上に持っていくと「高い」、下に持っていくと「低い」となるように、語感とつまみの位置関係を一致させた点。つまみの動きもジグザグにし、1度刻みの設定が可能になっている。

風量は、4個の玉を左から右へ、右から左へと移すことで変化させる。暖房、冷房、除湿の3種類の運転モードは、三角形の各頂点につまみを移動させて切り替える。操作結果は音声でも知らせる。古田伸哉教頭は「電子レンジなどもボタンと液晶画面で、視覚障害者にとって使いにくい家電は少なくない。液晶を使わない方式は分かりやすい」と評価する。

製品化にはまだ改良が必要だが、デザインに携わった三菱電機の前谷典輝さんは「目が見える人にとっても、状態が一目で把握できるので使いやすいはず」と話し、家電や産業機器への応用を期待している。

## 社説:ハーグ条約／子ども目線の支援態勢を 神戸新聞 2018年3月27日

特段の理由のない子どもの返還拒否は違法―。国境を越えた子どもの「連れ去り」について、最高裁が初の判断を示した。

米国在住の父親が、息子を連れて日本に帰国した母親に子どもの引き渡しを求めた上告審判決があった。最高裁は「違法な身体拘束にあたる」として父親敗訴の一審判決を破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻した。

母親は、国際結婚などが破綻した場合の子どもの扱いを定めた「ハーグ条約」に基づく東京家裁の返還命令を拒んでいた。そのため父親が人身保護請求の裁判を起こした。

最高裁判決は、対立する両親の下で子どもの利益を最優先することの難しさを改めて浮き彫りにした。

一審は「息子は自分で日本にいると決めた」と父親の請求を退けた。

対して最高裁は、本人の自由な意思とはいえないと結論付けた。「11歳で来日して母親に依存せざるを得ず、不当な心理的影響を受けていると言わざるを得ない」との理由だ。

さらに息子を裁判所に呼んだ上で審理すべきだとした。国際公約である条約の順守を強く促した形だ。

ハーグ条約は一方の親が16歳未満の子どもの無断で国外に連れ出した場合、残された親から求めがあれば元の居住国に戻すのが原則だ。しかし、条約は「子が心身に害悪を受ける重大な危険」があれば子どもの返還を拒否できるとしている。

日本は主要国で最も遅い2014年4月に加盟した。外務省によると、家裁の返還命令が出た後に今回のケースを含め6件が強制執行に至ったが、親の抵抗でいずれも実現していない。

このため、引き渡しの強制執行を実行しやすくすべきとの声上がる。一方で「あくま



で話し合いの解決が望ましい」と柔軟な運用を求める意見もある。

子どもが安心して希望や意思を表明できるよう、国は手厚いサポート態勢を整える必要がある。「子ども目線」に立ったきめ細かな対応が欠かせない。児童心理や教育などの専門家の役割に期待したい。

優先すべきは子どもの健やかな育ちである。その原点に立ち、さらに議論を重ねるべきだ。

### （社説）終末医療指針 人生の最期考える機に

朝日新聞 2018年3月27日

人生の終わりに、本人が望む医療やケアを受けられるようにするための厚生労働省の指針が、11年ぶりに改定された。

死をどう迎えるかは、個々の価値観にかかわる難しいテーマだ。だが団塊の世代が平均寿命に近づき「多死社会」に入ろうとするいま、避けて通れない課題になっている。改定を機に議論の深まりを期待したい。

指針は、最期のあり方について家族や医療・介護の関係者らと話し合いをくり返し、文書に残すように提唱する。アドバンス・ケア・プランニング（ACP、患者の意思決定支援計画）と呼ばれる取り組みだ。いざというとき、自分に代わって治療やケアの検討をしてくれる、信頼できる人を決めておくことの重要性も盛り込まれた。

一人暮らしや認知症の患者が増え、意思確認は難しくなっている。終末期には約7割の人が自分では物事を決められない状態になるとのデータもある。一方、医療現場からは「救急患者に延命治療をしたら、家族に希望とは違ったと言われた」といった戸惑いの声も聞かれる。

こうした混乱を避けるためにも、例えば最期は自宅で過ごしたい、命を延ばすだけの治療は断る、逆にあらゆる手立てを尽くして欲しいといった意思を、家族や関係者で確認・共有しておくのは大切なことだ。

ただ、留意すべき点がある。

まず、本人の自発的な参加が大前提になる。死を考えることに、ためらいや不安、恐怖を感じる人も少なくないだろう。「まだ決められない」というのも大事な意思表示である。

また延命治療といっても、心臓マッサージから人工呼吸器の装着、胃ろうなどによる栄養補給まで様々だ。本人が情報を正しく理解できていないとみられる段階で、選択を迫るようなことがあってはならない。

厚労省検討会が昨年末おこなった意識調査では、最期を迎える場所を考える上で重要だと思ふことに、約7割が「家族等の負担にならない」を挙げた。

家族への配慮から、本当の思いとは違う考えを口にする事態も想定される。それを見極め、本人が望む医療やケアを実現するために、専門家も交えた話し合いを重ねる必要がある。

まずはACPについての理解を深めることから始めたい。終末期に本人や家族らと協議した際に医療機関に支払われる「相談支援料」が、「国の医療費抑制がねらい」との批判を受け、凍結された過去もある。

細心の注意を払いながら、息の長い取り組みが求められる。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

